

災害発生時等における物資輸送等にご協力いただける企業の公募

国土交通省近畿地方整備局では、「災害発生時等における物資輸送等に関する協定」を締結していただける企業の公募を次のとおり行います。

1. 公募期間

令和7年2月21日(金)～令和7年3月11日(火)

2. 協定の概要

- 1) 協定目的: 災害発生時等に行う物資輸送等について取り決めるもので、災害発生時等の輸送等を迅速に実施し、災害等による被害の拡大防止と早期の復旧に資することを目的とします。
- 2) 協定期間: 協定締結の日～令和8年3月31日
以後、協定当事者からの申し出がないときは、協定の満了の日の翌日から1年間継続し、以後についても同様。
- 3) 選定方式: 公募により協定を締結していただける企業を選定(令和7年3月11日までに申請資料提出)

3. 公募に関する資料

公募に関する資料は、近畿地方整備局のHP内の以下のURLにてダウンロード出来ます。

(令和7年2月21日 14時から公開)

- 「記者発表」 <https://www.kkr.mlit.go.jp/>
- 「防災 - 新着情報」 https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局

防災室長 服部 浩二(はっとり こうじ)

防災室 建設専門官 桔梗 元臣(ききょう もとおみ)

電話番号:06-6942-1575(直通) FAX:06-6944-4741

公 示

「災害発生時等における物資輸送等に関する協定」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和 7 年 2 月 2 1 日

国土交通省

近畿地方整備局長

長谷川 朋弘

1 . 協定の目的

災害発生時等における物資輸送等に関する協定（以下「本協定」という。）は、近畿地方整備局防災室が地震、津波、台風等の異常な自然現象による災害発生時及びその他災害が発生した場合並びに災害の発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に行う物資輸送等について取り決めるもので、あらかじめ特定の企業と本協定を締結することにより、災害発生時等の輸送等を迅速に実施し、災害等による被害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

2 . 協定の内容

（１）協定書（案）、要請書兼回答書（案） 別紙のとおり

（２）協定対象施設

本協定による物資の集荷先は以下のとおりとする。

- ・近畿地方整備局（大阪府中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎）
- ・その他近畿地方整備局管内の指定する施設

（３）物資輸送等

本協定における物資輸送等とは、下記の項目を想定している。

- ①物資の輸送
- ②物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行うことができる知見を持った職員の派遣
- ③梱包用資材の提供

3 . 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- （１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- （２）令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者で、近畿地方整備局管内に本店、支店または営業所を有する者

であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

- (3) 国土交通大臣又は地方運輸局長が交付する「一般貨物自動車運送事業」の許可を取得している者であること。
- (4) 申請書類の受領期限の日から協定締結の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和6年3月29日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

4. 協定期間

協定期間：協定締結の日～令和8年3月31日

以後、協定当事者からの申し出がないときは、協定の満了の日の翌日から1年間継続し、以後についても同様とする。

5. 申請書類

- (1) 協定参加資格確認申請書 様式－1

- (2) 上記3. (2) に定める「役務の提供等」の有資格者であること並びに上記3. (3) に定める「一般貨物自動車運送事業」の許可を取得していることを確認できる書面

※ 申請書類は令和7年2月21日現在で作成すること。

6. 申請書類の提出

この公募に参加を希望する者が提出しなければならない申請書類は、正1部を以下のとおり提出するものとする。

- (1) 申請書類の提出場所及び当該公示に関する問い合わせ先

〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎

国土交通省 近畿地方整備局 防災室

電話 06-6942-1575 (内線 2161)

メール kkr-bousaikyotei@mlit.go.jp

(2) 申請書類の提出方法

電子メールに申請書類を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。着信を確認すること。）。

また、電子メールの件名に「災害発生時等における物資輸送等に関する協定書」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、締結又は非締結通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、申請書類と併せて持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）又は信書便により提出すること。FAX によるものは受け付けない。

(3) 申請書は、様式-1 により作成すること。

紙による提出で様式-1 の押印を省略する場合は、様式-1 の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することとする。

(4) 必要書類は、次に従い作成すること。

- ① 上記 3. (2) に定める令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」の A 又は B、C、D 等級のいずれかに格付けされた近畿地域の競争参加資格が有ることを確認できる資格審査結果通知書の写しを添付すること。

なお、有資格者名簿への登録申請手続き中であり、申請書類の受領期限までに有資格者名簿に未掲載の者にあつては、申請書類に登録申請中であることが確認できる資料を添付し、協定締結の前日までに資格審査結果通知書の写しを電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る）若しくは信書便により上記（1）に提出するものとする。

- ② 上記 3. (3) に定める国土交通大臣又は地方運輸局長が交付する「一般貨物自動車運送事業」の許可を取得していることを確認できる書面の写しを添付すること。

(5) 申請書類の受付期間

令和 7 年 2 月 21 日（金）から令和 7 年 3 月 11 日（火）まで（持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く 10 時 00 分から 17 時 00 分までとする。）。

(6) 申請書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された申請書類は、本公示に係る資格確認以外に使用しない。

(8) 提出された申請書類は、返却しない。

(9) 提出期限以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

7. 申請書類作成等に対する質問

申請書類の作成等に対する質問がある場合は、電子メールに申請書類作成等に対する質問書（様式自由）を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。着信を確認すること。）。

また、電子メールの件名に「災害発生時等における物資輸送等に関する協定書」を記載する

こと。

上記の方法によりがたい場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明示し、回答用の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

なお、質問書の記載にあたっては、会社名（過去に受注した具体的な契約名等の記載により会社名が類推される場合を含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、回答を行わない場合がある。

（１）受付期間

令和７年２月２１日（金）から令和７年３月３日（月）まで（持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く１０時００分から１７時００分までとする。）。

（２）提出場所

上記６．（１）に同じ

（３）質問に対する回答書は、令和７年３月５日（水）までに、資格申請したすべての者及び申請書類作成等に対する質問書を提出した全ての者に電子メール（または書面）にて送付する。

８．協定締結

「災害発生時等における物資輸送等に関する協定書」の締結及び非締結については、申請者へ電子メール又は郵送にて書面をもって通知する。

なお、通知は令和７年３月１４日（金）を予定しており、協定締結は３月中を予定している。

９．協定締結できない者に対する理由説明

協定を締結できない者に対しては、協定締結されなかった旨と、その理由を電子メール又は郵送にて書面をもって、近畿地方整備局長から通知する。その通知を受けた者は、近畿地方整備局長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる（「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。着信を確認すること。）。

また、電子メールの件名に「災害発生時等における物資輸送等に関する協定締結されなかった理由に対する質問」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、質問回答の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、書面（様式自由）と併せて持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

（１）提出期限

令和７年３月１７日（月）から令和７年３月２５日（火）までの１０時００分から１７時００分まで

（２）提出場所

上記 6. (1) に同じ

(3) 回答期限及び方法

令和 7 年 3 月 3 1 日 (月) までに電子メール (または書面) により回答する。

様式－1

協定参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局長
長谷川 朋弘 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇府〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇〇〇
〇〇長

〇〇 〇〇

印

令和7年2月21日付けで公示のありました「災害発生時等における物資輸送等に関する協定」に係る参加資格について確認されたく、別添の書類を添えて申請します。

なお、予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを確約します。

担 当 者 : 〇〇 〇〇
部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課
電話番号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内〇〇〇)
メー ル :

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
本件責任者(会社・部署・氏名)
連絡先(電話番号・メール)

担当者(会社・部署・氏名)
連絡先(電話番号・メール)

災害発生時等における物資輸送等に関する協定書（案）

国土交通省近畿地方整備局

〇〇〇〇〇〇〇〇

災害発生時等における物資輸送等に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、台風等の異常な自然現象による災害発生時及びその他災害が発生した場合並びに災害の発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲の要請により乙が行う物資輸送等について、必要事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害発生時等において必要と認めるときは、乙に対し、甲が指定する物資輸送等について協力を要請することができる。

2 前項で規定する物資輸送等とは、次のとおりとする。

（1）物資の輸送

（2）物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行うことができる知見を持った職員の派遣

（3）梱包用資材の提供

3 乙は、第1項の規定により甲から物資輸送等の要請を受けたときは、速やかにこれに協力するものとする。

（要請手続）

第3条 第2条の規定による要請は、要請書兼回答書をもって行うものとし、乙はその要請に対する回答を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第2項に規定する物資輸送等に要した費用（運賃、料金及び有料道路通行料、駐車場使用料金等の実費負担額等）は、甲が負担するものとし、要請時における乙の届出運賃、料金を参考として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（契約の締結）

第5条 甲が第3条に基づき乙に物資輸送等を要請し、乙が承諾した旨の回答をしたときは、甲と乙は遅滞なく必要な請負契約等を締結するものとする。

（緊急連絡先及び担当者名簿）

第6条 甲及び乙は、本協定の締結日以降速やかに緊急連絡先及び担当者名簿を作成し、相互に確認するものとする。また、その内容に変更が生じた場合も同様とする。

(事故等)

第7条 乙は、事業用自動車の故障その他の理由により、物資輸送等の継続が困難な事由が発生した場合は、甲に対して速やかにその状況を報告するとともに、物資輸送等を継続するよう努めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、物資輸送等を実施したときは、終了後速やかに、文書によりその状況を報告するものとする。

(甲及び第三者に対する責任)

第9条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、当該損害に関し紛争が生じた場合、早期解決のため誠実に対応するものとする。

(訓練)

第10条 甲及び乙は、相互の協力体制の充実・強化を図るために、必要に応じ第3条に関する訓練を実施するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、その他必要が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙いずれからも何らかの申し出がないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 大阪市中央区大手前3-1-41
氏 名 国土交通省 近畿地方整備局長
長谷川 朋弘

乙 住 所
氏 名

要請書兼回答書

年 月 日

殿

国土交通省近畿地方整備局長

「災害発生時等における物資輸送等に関する協定書」第3条に基づき、以下のとおり要請する。

要請項目	物資の輸送
実施日時	
集荷先	
輸送先	
物資名等伝達事項	

要請項目	物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行うことができる知見を持った職員の派遣
実施日時	
派遣先	
派遣に関する伝達事項	

要請項目	梱包用資材の提供
実施日時	
提供先	
希望資材等伝達事項	

要請者印もしくはサイン ※記載のない要請書は無効

国土交通省近畿地方整備局長 殿

年 月 日

令和 年 月 日付けで要請のあった上記については、承諾したので、その旨回答する。

(業者名)

回答者印もしくはサイン ※記載のない要請書は無効